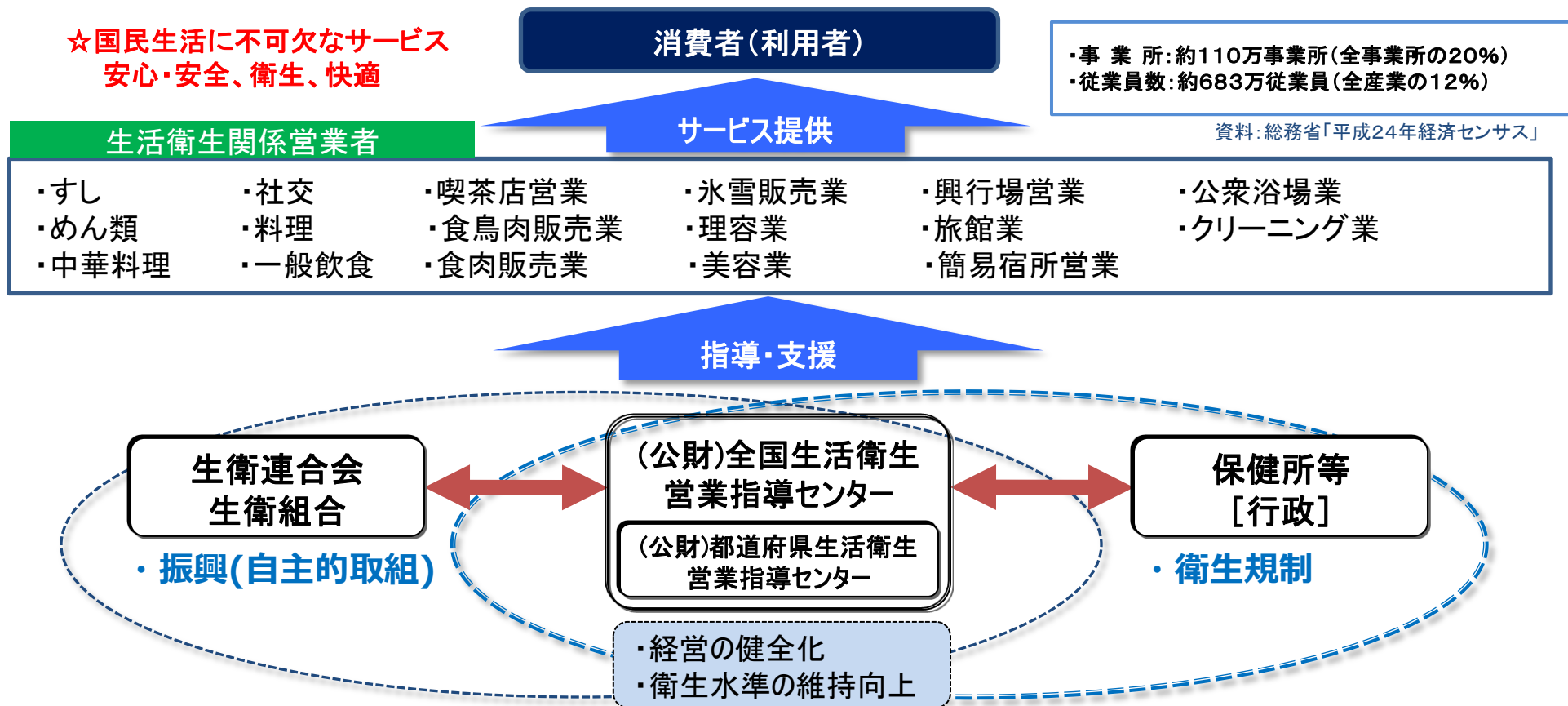


生活衛生関係営業の衛生水準の  
確保及び振興等により、生活衛生  
の向上、増進を図ること  
(施策番号Ⅱ-5-1)

添付資料

# 生活衛生関係営業の種類とその施策体系

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。【食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等個別法】
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、衛生規制を行いつつ、生衛法に基づく各種の振興支援を行うことで、経営の健全化と衛生水準の向上を実現。



※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資(日本政策金融公庫)・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

# 振興指針及び振興計画のあらまし

## I 振興指針

### 1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

### 2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

### 3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

### 4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

## III 振興事業に対する国の特別配慮

### ・融資上の恩恵（法第56条の4）

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

## II 振興計画

### 1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

### 2 策定者

組合及び小組合

### 3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

### 4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣（地方厚生局）の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成28年3月31日現在-】

クリーニング業	47件	飲食店営業（すし店）	41件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業（めん類）	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	43件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	22件
飲食店営業（料理業）	28件	飲食店営業（社交業）	38件
喫茶店営業	27件	食鳥肉販売業	16件
興行場営業	29件	浴場業	24件
氷雪販売業	5件	合計	523件

### 5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について厚生労働大臣（地方厚生局）に報告しなければならない。

## ■ 目的

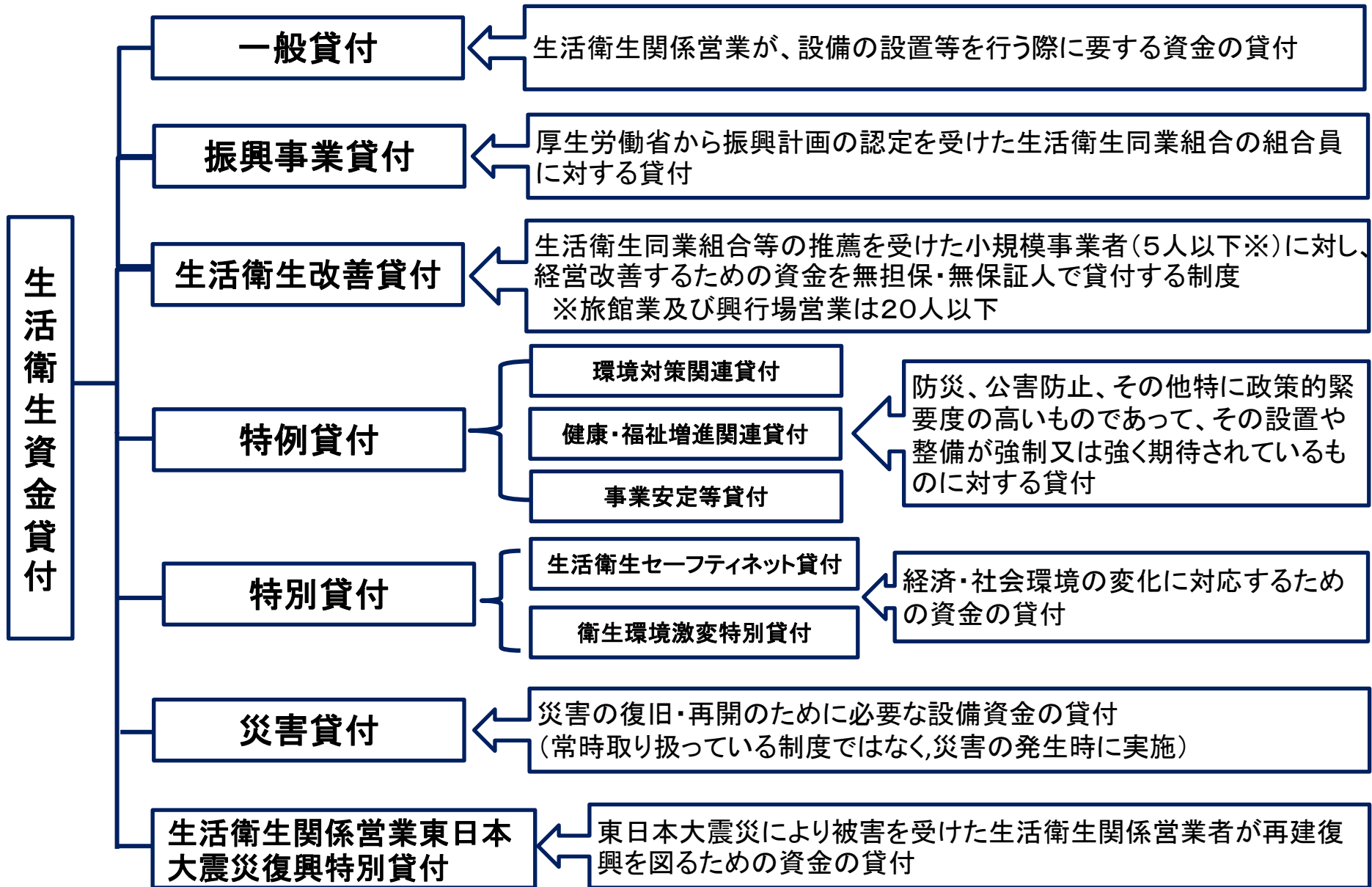
振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種別に設定するものである。

## ■ 改定

業種別に、5年ごとに厚生科学審議会(生活衛生適正化分科会)の意見を聴いて改定。今年度は、食肉販売業及び冰雪販売業の振興指針の見直しを行う予定であり、平成28年度以降の改定スケジュール(予定)は以下のとおりである。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
食肉販売業 冰雪販売業	飲食店営業 ( 一般飲食 中華料理業 料理業 社交業 ) 喫茶店営業	食鳥肉販売業	理容業 美容業 クリーニング業 飲食店営業 (すし店) 興行場営業	飲食店営業 (めん類) 旅館業 浴場業

# 日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付一覧



# 生活衛生関係営業対策事業費補助金

- 理容業、美容業、クリーニング業、飲食業、旅館業、浴場業など、国民生活に深い関係のある生活衛生関係営業については、小規模零細事業者が大部分であり、衛生的で安心できる水準を確保する必要があるため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、衛生の確保や経営の健全化、事業の振興、消費者の利益擁護等のために組合等が取り組む事業を支援。  
(平成28年度予算額 10.3億円)
- 申請された事業は、補助金の効果的活用を図るため、外部有識者からなる審査・評価会において、事前・事後の評価を実施するとともに、評価内容を公表。

## 生活衛生関係営業対策費補助金

補助

(公財)全国生活衛生営業指導センター

- 生衛法(第57条の10)に定められた事業の実施
- ・ 生衛業全般に関する情報収集・提供、調査研究
  - ・ 都道府県センター、連合会に対する連絡調整、指導
  - ・ 都道府県センターの相談員養成 等

補助

都道府県

補助

(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

- 生衛法(第57条の4)に定められた事業の実施
- ・ 生衛業者に対する相談・指導
  - ・ 研修会等の開催
  - ・ 後継者の育成支援
  - ・ 苦情対応、事業者への指導 等

補助

生衛組合連合会 (16連合会)  
都道府県生衛組合 (572組合)

衛生水準の向上や業の振興等を目的とした自主的活動の実施  
(先進的モデル事業、生衛連合会又は都道府県生衛組合の提案型事業の実施)

参考:補助率  
(公財)全国生活衛生営業指導センター 定額  
生衛組合連合会、都道府県生衛組合 定額  
都道府県 1/2

# 生活衛生関係営業対策事業費補助金を活用した主な実施事業例

## ○ 研修会・講習会の開催

- ・ まつ毛エクステンションの知識と技術の向上
- ・ 生食用食肉等の安全性の確保・衛生管理の維持向上 など

## ○ 新たな時代のニーズへの対応

- ・ 外国人利用者の受入体勢の整備（ポスター、マップや指さしシートの作成等）
- ・ シニア層の需要を喚起するサービスやメニューの開発・普及（出張理容など） など

## ○ 消費者（地域住民）へのPR

- ・ 幼稚園・保育園、関係団体との連携による子どもの入浴の普及（体験入浴など）
- ・ 魅力あるサービスやメニューの開発（BBブライダルエステ、からだにやさしい中華料理など） など

## ○ 組合加入・促進

- ・ 加入促進パンフレットの作成、改訂、個別訪問活動 など

# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

## 目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」

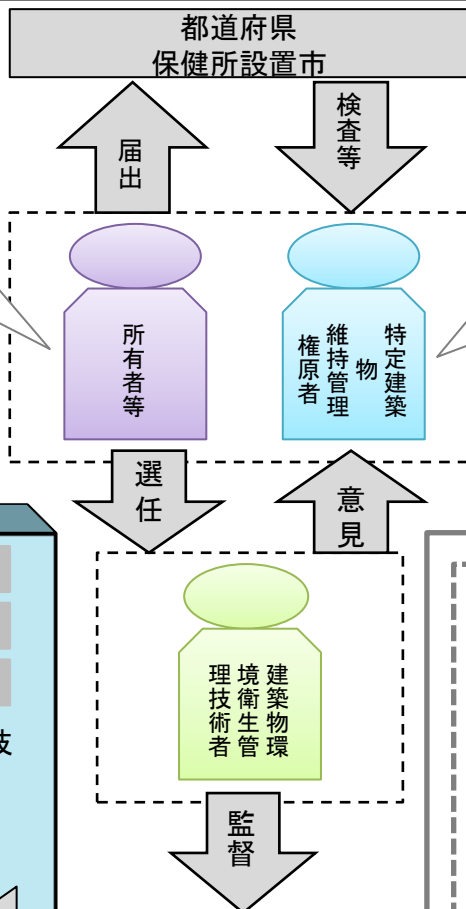
### 【特定建築物所有者等】 (所有者又は全部の管理の権原者)

- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

### 【特定建築物維持管理権原者】 (当該特定建築物の維持管理について権原を有する者)

- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う

※特定建築物所有者等と維持管理権原者が同一の場合と異なる場合がある。



## 特定建築物

44,353か所(26年度末)

(3000m<sup>2</sup>以上)

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館 等

(8000m<sup>2</sup>以上)

小学校、中学校 等

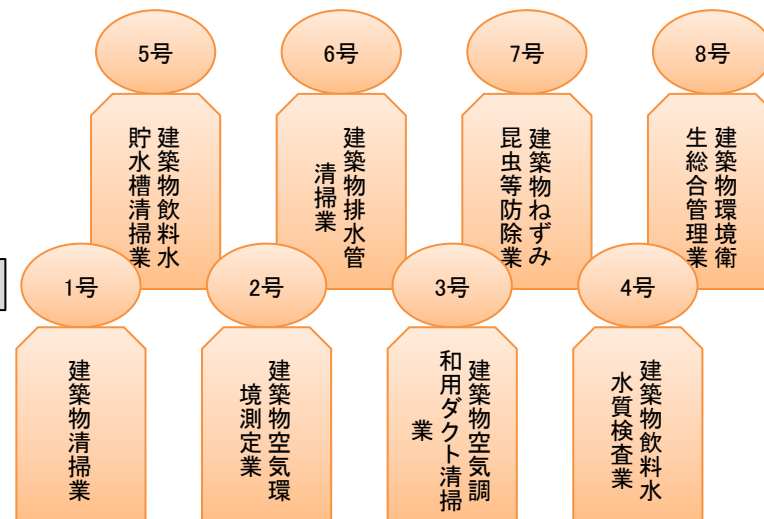
### 【建築物環境衛生管理基準】

- ・空気環境の調整
- ・飲料水の管理
- ・雑用水の管理
- ・排水の管理
- ・清掃
- ・ねずみ、昆虫等の防除

## ビルメンテナンス業者

### <都道府県知事の登録対象業種>

\* 延べ登録営業所数 18,731か所(26年度末)



### 維持管理

※所有者等又は特定建築物維持管理権原者が自ら維持管理を行う場合がある。